

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

改 正 案

附 則

(指定特定物質及び特定用途に関する暫定措置)

3

平成二十六年十二月三十一日までの間は、第三条中「臭化メチル」とあるのは「別表一の項の中欄に掲げる特定物質、同表三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロロメタン並びに臭化メチル」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「貨物の輸出入に際して行う検疫」とあるのは「同表一の項の中欄に掲げる特定物質、同表三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロロメタン並びに臭化メチル」、同表一の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表七の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタンについて試験研究及び分析、臭化メチルについては貨物の輸出入に際して行う検疫、大気中の臭化メチルの濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している臭化メチルの量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究(臭化メチルの毒性に関するもの、臭化メチルの使用により得られる効用と臭化メチルに代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの(試験研究施設の建物内において行うものに限る。)又は臭化メチルを物質の合成の実験のための試薬として使用するもの(当該臭化メチルが破壊されるものに限る。)」とする。

現 行

附 則

(指定特定物質及び特定用途に関する暫定措置)

3

平成二十三年十二月三十一日までの間は、第三条中「臭化メチル」とあるのは「別表一の項の中欄に掲げる特定物質、同表三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロロメタン並びに臭化メチル」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「貨物の輸出入に際して行う検疫」とあるのは「同表一の項の中欄に掲げる特定物質、同表三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロロメタン並びに臭化メチル」、同表一の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表七の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタンについて試験研究及び分析、臭化メチルについては貨物の輸出入に際して行う検疫、大気中の臭化メチルの濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している臭化メチルの量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究(臭化メチルの毒性に関するもの、臭化メチルの使用により得られる効用と臭化メチルに代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの(試験研究施設の建物内において行うものに限る。)又は臭化メチルを物質の合成の実験のための試薬として使用するもの(当該臭化メチルが破壊されるものに限る。)」とする。